

滋賀県立琵琶湖漕艇場施設等使用申込書(県外)

年 月 日

滋賀県立琵琶湖漕艇場 場長様

下記のとおり使用したいので、滋賀県立琵琶湖漕艇場の管理規則等を承知のうえ申し込みます。

記

申込者	住所		担当者	担当者名	
	団体名			連絡先(Tel)	
	代表者名			緊急連絡先	
使用期日		自 年 月 日 至 年 月 日	使用目的		

区分				使用件数	単価	金額	
艇庫	4人漕ぎ	学生	1艇1日	艇	日	360	
		その他				480	
	2人漕ぎ	学生	1艇1日			300	
		その他			420		
	1人漕ぎ	学生	1艇1日			255	
		その他			300		
	オールパドル	学生	1本1日	本	日	75	
		その他				90	
	A 小計						
	艇	4人漕ぎ	4X+	1艇1時間	艇	回	967
			学生				1,125
			その他				645
2人漕ぎ		2X	1艇1時間			652	
		学生			967		
		その他			435		
1人漕ぎ		1X	1艇1時間			645	
		学生			517		
		その他			652		
オールパドル		学生	1本1時間			345	
		その他			435		
B 小計							
C 小計							
D 小計							
A+B+C+D 小計						(ア)	
(イ)							

注) ※1. 審判艇の燃料は使用者の負担とします。
 ※2. 会議室、審判室を上記の時間を超えて使用する場合は別途使用料金を加算します。
 ただし、上記の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除きます。
 ※3. 水路用具は、4日以降1日につき、1,240円を加算します。

区分				使用件数	単価	金額
会議室 宿泊利用	学生	13:00~17:30	1人1泊	人	日	195
		8:30~12:30				240
	その他		1人1泊			2,370
					2,775	
会議室	8:30~12:30 (うち1時間)		回			660
	13:00~17:00 (うち1時間)				900	
	17:30~21:00 (うち1時間)				1,320	
	※					
会議室1/2利用	8:30~12:30 (うち1時間)		回			330
	13:00~17:00 (うち1時間)				450	
	17:30~21:00 (うち1時間)				660	
	※					
審判室(A)	8:30~12:30 (うち1時間)		回			510
	13:00~17:00 (うち1時間)				645	
	17:30~21:00 (うち1時間)				885	
	※					
審判室(B)	8:30~12:30 (うち1時間)		回			465
	13:00~17:00 (うち1時間)				585	
	17:30~21:00 (うち1時間)				810	
	※					

放送設備	一式半日	回	1,850	
水路用具	3日以内	回	5,920	※
有線電話設備	一式半日	回	1,450	
ハンドマイク	1本半日	回	430	
トランシーバー	1セット半日	回	780	
移動式乗艇台	1台半日	回	620	
エルゴメーター	1台2時間	回	250	
電源1000W(持込器具)	1時間	回	50	
小計				(ウ)
合計(イ)+(ウ)				
収納番号		収納年月日		

場長	主幹	合議	担当

承認印